

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 規則

- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
- …(環境局都市エネルギー部都市エネルギー推進課)…

### 告示

- 不健全図書類の指定
- …(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)…

- 都市計画事業の認可(二件)
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

- 公共測量の実施(三件)
- …(都市整備局都市基盤部調整課)…

- 公共測量の終了
- …(同)…

- 都市計画事業の変更認可(二件)
- …(都市整備局都市基盤部街路計画課)…

- 都市計画事業の認可
- …(同)…

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可
- …(都市整備局市街地整備部民間開発課)…

- 市街地再開発組合の設立認可
- …(同)…

- 建築基準法による道路位置の指定の取消し
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)
- …(環境局環境改善部化学物質対策課)…

### 規則(公)

- 東京都薬物の濫用防止に関する条例に基づく警察職員による立入調査等に関する規則
- …(同)…

### 告示(公)

- 警備業法第五十一条の診断を行う医師の指定
- …(同)…
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の診断を行う医師の指定
- …(同)…
- 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定
- …(同)…

### 公 告

- 土地区画整理事業の換地処分
- …(都市整備局市街地整備部民間開発課)…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 争議行為の予告
- …(産業労働局雇用就業部労働環境課)…

## 規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

### 東京都規則第七十号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

## 告示

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

### 東京都告示第六百九十四号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

### 図書類

| 指定番号 | 種類 | 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行所等 | 指定理由                              |
|------|----|---------------------|-----------------------------------|
| 四一八一 | 雑誌 | IZUMI COMI CS 93    | 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。 |
|      |    | 人妻艶熟ものがたり           |                                   |
|      |    | 五三〇〇五一九三            |                                   |
|      |    | 株式会社一水社             |                                   |

### 東京都告示第六百九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九條第一項の規定に基づき日野都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二條第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年十二月十九日

一日まで

三 施行地区  
中央区月島一丁目地内

四 事務所の所在地  
中央区月島一丁目二十二番十号

五 設立認可の年月日  
平成二十六年十二月十九日

六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは、官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
平成二十七年一月十七日

●東京都告示第七百六号  
土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第十一条第七項の規定に基づき昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業施行者から施行者を変動した旨の届出があったので、同条第八項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年十二月十九日  
東京都知事 舩 添 要 一

一 土地区画整理事業の名称  
昭島市福島町矢崎地区土地区画整理事業

二 事務所の所在地  
昭島市玉川町五丁目八番五十一〇五号

三 施行認可の年月日

平成二十六年八月七日

四 施行者でなくなった者の氏名  
石川 菊枝  
久根崎 典子  
木藤 啓子  
森田 三重子  
新藤 俊徳  
新藤 美知子

●東京都告示第七百七号  
建築基準法(昭和二十五年法律第二十二号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。  
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十六年十二月十九日  
東京都多摩建築指導事務所長  
金子 博

|                      |               |                     |                         |
|----------------------|---------------|---------------------|-------------------------|
| 取消しに係る道路の種類          | 取消年月日         | 取消しに係る道路の位置         | 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル) |
| 法第四十二条第一項第五号の規定による道路 | 平成二十六年十一月二十八日 | 清瀬市元町二丁目五百六十番二十九の道路 | 延長 九・〇〇<br>幅員 四・五〇      |

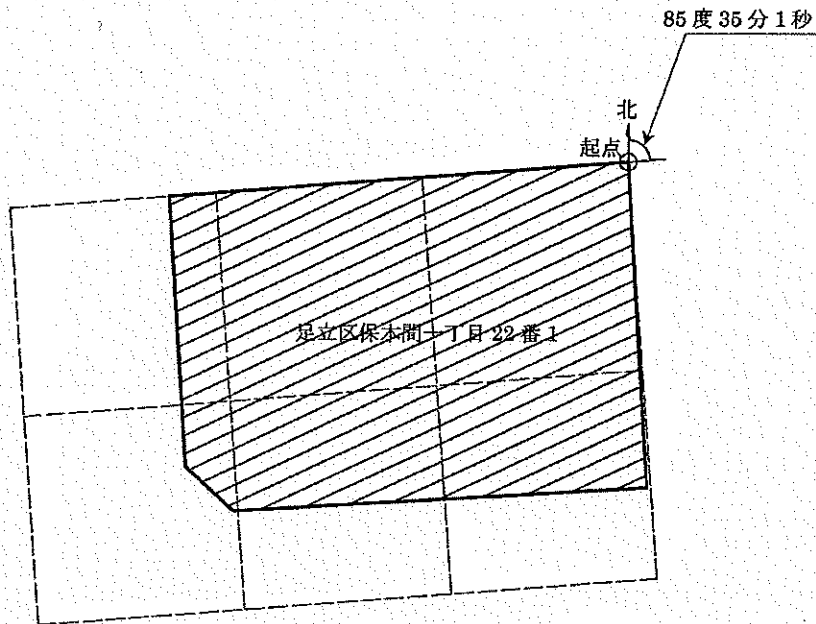
●東京都告示第七百八号  
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十六年十二月十九日  
東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区保木間一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 一・一・ジクロロエチレン、シス・一・二・ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物

別図



**【起点】**  
 起点は、足立区保木間一丁目22番1の最北端とする。

**【格子の回転角度】**  
 85度35分1秒  
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して、10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 凡例
- 筆境界 (敷地境界)
  - - - 単位区画
  - ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第七百九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月十九日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (新宿区霞ヶ丘町地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一條第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物